

## 覚書

安中市(以下「甲」という。)と株式会社伊藤園(以下「乙」という。)は、甲乙間において平成29年9月11日に締結した自動販売機設置契約に関し以下の通り覚書を締結する。

### 第1条(目的)

この覚書は、大規模地震や台風等の自然災害により、甚大な被害が発生し避難勧告又は避難指示が発令された場合において、甲乙契約にかかる以下の飲料用自動販売機(以下「対象自販機」という。)内の商品を被災者に無償提供することを目的とする。

設置先住所:安中市内 指定避難所

機 種 :FE-KA25-LHPAP-ER

### 第2条(商品の無償提供)

乙は、下記の場合に対象自販機内の商品を無償提供する。

- ① 災害の発生又は発生するおそれがある場合において、安中市長又は群馬県知事から避難勧告等が発令された場合。
- ② 避難勧告等が発令されない場合であっても、甲乙協議により商品の無償提供について合意がなされた場合。

### 第3条(鍵の管理)

乙は、災害時の対応を迅速に行う為、対象自販機の鍵を甲に貸与する。

- 2 甲は、対象自販機の鍵の保管及び商品の提供を甲の責任により行う。
- 3 甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品及び売上に損害が生じた場合、甲は乙に対し一切の責任を負う。

キーNo.:

### 第4条(通知義務)

この覚書に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨及び日付を乙に通知しなければならない。

### 第5条(契約期間)

この覚書の有効期間は、本覚書成立日より自動販売機設置契約が終了するときまでとする。

- 2 甲は契約期間終了した際には、甲は速やかに鍵を乙に返却しなければならない。

### 第6条(特約事項)

無償提供した商品及び鍵の不正使用によるものは販売手数料の対象外とする。

### 第7条(協議事項)

この覚書に定めのない事項については甲乙誠意をもって協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成29年9月11日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号  
安中市長

乙 群馬県高崎市倉賀野町3045-1  
株式会社伊藤園 高崎支店長